

姫路市週休2日確保工事試行要領 (土木編)

1 目的

この要領は、建設業における労働環境の改善や、将来の担い手の育成・確保を図るための取り組みとして、姫路市が発注する建設工事において週休2日を確保する工事（以下、「週休2日工事」という。）を試行するために必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお現場閉所日は土曜日・日曜日を基本とする。

(2) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間は含まない。

(3) 現場着手日

実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量）に着手した日をいう。その前の期間は準備期間とみなし、対象期間に含めない。

(4) 現場完成日

設計書に積上げ計上している全ての工種が完了した日をいう。ただし、現場完成日が工期末の20日前を超える場合は、20日前を現場完成日とみなし、以降は後片付け期間とし、対象期間に含めない。

(5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して一切の作業を実施しない状態をいう。

3 対象工事

以下のいずれかに該当する工事を除いて、姫路市が発注する土木工事（舗装・造園工事等を含む）

- (1) 社会的な要請により早期の完了が望まれる工事（災害復旧、緊急補修等）
- (2) 現場条件上、時間的な制約のある工事（対外的な条件による施工期間の制約）
- (3) 契約期間が90日未満の工事
- (4) 単価契約の工事
- (5) その他、週休2日工事に適さないと発注者が判断する工事

4 発注方法

次の2とおりの方式のうち、受注者希望型を原則とする。

(1) 発注者指定型

発注者が、週休2日の確保に取り組むことを指定する発注方式

(2) 受注者希望型

受注者が、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式

5 実施方法

- (1) 発注者は、入札公告時に、週休2日工事の対象であることを特記仕様書に明記する。
- (2) 受注者希望型の場合、受注者は、工事着手届提出時に「週休2日届出書（様式1）」で週休2日を実施するか否かを監督員に届け出るものとする。
- (3) 受注者は、対象期間において週休2日を反映させた施工計画書を現場着手前に発注者に提出する。なお、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は各月で4週6休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。
- (4) 受注者は、翌月の現場閉所日を記載した「休日取得計画書（様式2）」を監督員に提出し、監督員は定期的に対象期間内の現場閉所の実施状況を確認する。
- (5) 受注者は、毎月の履行報告書提出時に、週休2日の実施状況を「休日取得実績報告書（様式3）」により監督員に報告し、監督員は、「休日取得実績報告書」により週休2日の実施状況を確認する。
- (6) 受注者は、土曜日又は日曜日に作業を行った場合は、現場閉所日を平日に振り替えることができる。
- (7) 受注者は、現場閉所日の振り替えを行う場合、工事打合簿により、その理由と振り替える日を事前に監督員に通知する。現場閉所日は週休2日を基本とし、振替日は作業日のあとの4週間以内の期間で設定することを原則とする。
- (8) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、計画された休日に作業が発生するような指示は行わないものとする。

6 積算方法

(1) 発注者指定型

当初において4週8休達成を前提に、補正係数を乗じて工事費を積算する。なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休を満たさないものは、係数を変更して工事費を積算し、請負代金を減額変更する。

(2) 受注者希望型

当初において経費補正は行わず、工事費を積算する。対象期間中の現場閉所の実施状況を確認後、4週6休以上の現場閉所を達成している場合に、別表のとおり経費補正を行い工事費を補正し、請負代金を増額変更する。

7 週休2日工事实施の現場掲示

受注者は、週休2日工事である旨を工事看板等で工事現場に掲示するものとする。（別添、参考様式参照）

8 工事成績評定

対象期間において4週6休以上の現場閉所を達成している場合に、「創意工夫」の項目で加点評価する。

9 アンケート調査

受注者は、発注者がフォローアップのためにアンケート調査を実施する場合は、これに協力するものとする。

10 その他

本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年4月1日以降に契約する工事から適用する。

姫路市週休2日工事（土木工事）における補正方法

姫路市週休2日確保工事試行要領（土木編）に定める補正方法は下記による。

1 週休2日達成の確認方法

(1) 監督員は次の算出式により現場閉所率を算出し、週休2日工事の達成状況を確認する。

$$\text{現場閉所率（\%）} = \text{現場閉所日数（日）} / \text{対象期間中の土日の全日数（日）} \times 100$$

(2) 現場閉所率により、次の区分に分類する

週休2日工事の区分	現場閉所率	備考
4週8休達成	100%	8日/8日=1.00
4週7休以上4週8休未満	87.5%以上100%未満	7日/8日=0.875
4週6休以上4週7休未満	75.0%以上87.5%未満	6日/8日=0.75

2 経費の補正方法

週休2日工事の区分に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

週休2日工事の区分 (現場閉所率)	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上 (100%)	1.05	1.04	1.04	1.06
4週7休以上4週8休未満 (87.5~100%)	1.03	1.03	1.03	1.04
4週6休以上4週7休未満 (75.0~87.5%)	1.01	1.01	1.02	1.03

3 週休2日工事の取り組みの現場掲示

受注者は週休2日工事である旨を公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

記載例（参考様式）

週休2日工事 実施中

この工事は、建設産業の就労環境改善に取り組むため、
週休2日確保に取り組む工事です。

※ サイズ A4以上

※ 上記は記載例であり、文面を指定するものではない。